

千葉地方裁判所委員会（第35回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成26年7月7日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

青柳洋治，木村琢麿，子安祥子，小安政夫，宍倉和美，添田ミツ江，高橋讓，西尾正，野島照雄，原優，吉村典晃，渡邊寛之（50音順，敬称略）

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所民事第4部判事（部総括） 高橋 讓

千葉地方裁判所総括執行官 布施和男

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

委員長挨拶

開会に当たり，委員長から挨拶があった。

新任委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された青柳洋治委員及び吉村典晃委員が紹介され，両委員から挨拶があった。

□ 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として高橋議委員を指名した。

□ 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，□高橋委員，■布施総括執行官，●事務局)

※ 意見交換に先立ち，国内における子の引渡しの強制執行について，制度の概要説明及び事例紹介等が行われた。

- ◎ 国内における子の引渡しの強制執行制度についての概要説明及び事例紹介に加えて，執行官がどのような点に留意して執行を行っているかについても説明があった。

子の引渡しの強制執行は，これまでは動産の引渡しの強制執行の規定を類推適用して実施されてきたが，子の福祉を重視するという「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）」の発効を受け，国内事案でも子の福祉を重視した執行をすべきではないかという方向に少しずつ変わってきている。

子の引渡しの強制執行をする上でどのような点に留意すべきか，率直な御意見を伺いたく，今回のテーマを設定した。

御質問等があれば，お願いしたい。

- 子の引渡しの強制執行に先立ち，間接強制が行われるとの説明があったが，間接強制とは，どういうことか。

- 間接強制では，裁判所が「子の引渡しをしなさい。しない場合には，1日につき幾ら支払いなさい。」という命令を出す。金銭の支払による心理的な強制により，引渡しをさせる強制力を働かせる仕組みである。

- 間接強制は，子の引渡しの場合にだけ使われるのか。動産の引渡しの場面でも使われるのか。

- 子の引渡しの場面以外でも間接強制が使われる場面はあるが，動産の引渡しの場合には，直接的な執行が可能であるので，間接強制は，通常は使われ

ない。

- ◎ ハーグ条約の適用がある事案で、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所が子の返還命令を出した場合にもかかわらず、任意に子の引渡しがなれない場合には、強制執行をしなければならない。この強制執行をどう組み立てるかが、法務省の立案段階でも非常に議論になった。

ハーグ条約では、強制執行は各国の国内法に任されていることから、その点については、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約国内実施法」という。）」に規定を置く必要はなかった。しかし、国内における子の引渡しの強制執行について、明文の根拠規定がなく、動産の引渡しの強制執行の規定が類推適用されているが、これでは国際的に説明が難しいため、どうしたら国際的にも認められる子の引渡しの強制執行制度を作ることができるかが議論になった。

子の返還命令が出された場合には、直ちに返還命令を強制的に実現するという制度も考えられるが、対象が子であることを考慮すると、子の返還を強制的に実現するよりも、任意に実現することの方が望ましい。そこで、裁判の履行の確保と子の福祉との調和を考えた結果、まずは間接強制により精神的なプレッシャーを与えることで子の任意の引渡しを求め、それによる実現ができない場合に初めて、直接強制の方法によるという、二段階の制度にすることとなった。これは、できるだけ子につらい思いをさせないための仕組みである。

- 千葉地方裁判所に、執行官は、何人いるのか。また、執行官の人数に関するルールはあるのか。
- 執行官は、千葉地方裁判所管内に22人配置されている。人数に関するルールはない。
- 執行官には、子の引渡し以外にも不動産執行関連の業務があると思うが、執行官の仕事は、かなり忙しいのか。

■ 不動産競売事件の事件数は、減少傾向にあるが、土地や建物の明渡しに関する事件は、一部の庁で若干増加している。

○ 千葉地裁の周辺庁の執行官の配置状況は、どうなっているのか。

■ 東京地裁は、40名程度であり、横浜地裁及びさいたま地裁は、千葉地裁と同程度の人数であると認識している。

○ ハーグ条約がこれまで締結されなかったのは、なぜか。

◎ ハーグ条約を締結すべきではないかという意見自体は、以前から存在していたが、国内からの締結を希望する声あまり大きくなかったことが、締結が遅くなった原因の一つと考えられる。

○ 従前、子の引渡しの強制執行について、動産の引渡しの規定を類推適用していたとのことであるが、執行に際して不都合な点はなかったのか。

■ 子の引渡しと動産の引渡しを同列に扱うことについては、とんでもないことだとの感想もあると思われる。子の引渡しについての学説は、変遷している。以前は強制執行が認められていなかったが、現在は認められており、債務者が引渡しに応じないからといって、強制執行をしないとすれば、債権者から異議申立てがされてしまう。

私の子の引渡しの強制執行をした事例のうち1例は、強引に取り上げた事例であった。その事例では、父親が、浮気相手である勤務先の同僚女性との間にできた子を自分の家に連れ帰り、自分の妻に面倒を見させていた。その妻は、その子のことを名前では呼ばずに、「赤ちゃん」と呼んでいた。そのような状況で、強引に連れてくるのが適当なのか、そのままにしておくのが適当なのかについては、執行官が判断することではなく、裁判所が調べて判断した結果であるので、執行官としては、裁判所の判断に従って執行した。

○ 執行官には、自分の意見はないのか。

■ 債務者に対して説得する中で自分の意見を述べることはあっても、我々は、文字どおり「執行」官であるので、判断が示されたものについては執行して

いく。自分の立場は、そういうものだと考えている。

執行する中で、債務者から裁判の内容について不満を言われることはあるが、不満は聞いた上で、判断が出ているので執行には従っていただく旨述べて説得している。

○ 執行官は、裁判に同席しないのか。

■ 執行官は、裁判には同席しない。初めての場所で、初めて会う当事者にも対応する。

○ どちらからも引き取りたいと言われる子は、どちらからも捨てられる子よりは良いと感じた。

◎ 親が子を取り合う場合、親双方の面子のために取り合いをされるのは困る。子のために、どちらが養育をするのが良いのかを、裁判所における親権者の決定等では判断する。裁判所による判断が確定した以上、執行官は、その判断を適正に実行するという意味で強制執行を担当することになる。

執行官は、執行に際して債務者から罵倒されることがあるなど、つらい立場ではあるが、確定した裁判を履行しないと、裁判制度の意味がなくなるので、つらい仕事ではあるが、これを担っている。

○ 9歳の子の意思を確認した事例が紹介されたが、9歳の子の場合、子の意思を考慮するのか。法律上は、どうなっているのか。

■ 子が何歳であれば意思を確認するのかについては、法律上の規定はない。子に判断を委ねることは、子にとって負担を強いることになるので気を付けているが、小さい子ならば子の意思を無視するといったように、年齢で一律に判断することはなく、執行官は、現場での子の反応などを十分考え、現場の状況等を考慮して判断している。

○ 子の意思の確認は、現場での執行官の判断により行うのか。

■ 子の意思の確認については、現場での執行官の判断により行っている。

□ 家事審判手続の中で、裁判所において子の意思の確認を行っている。その

場合には、家庭裁判所調査官が調査を行うなどして、子の年齢によって子の意思を確認することも行っている。判断能力の有無は、年齢に子の精神の発達状況を加味し、家庭裁判所で意思の確認をしながら、合理的な判断をすることになる。

また、人事訴訟手続では、離婚等の裁判で親権者の指定をするときは、15歳以上の子の陳述を聴かなければならないことになっている。

- ◎ 執行の際の留意点について御意見を伺いたい項目は、三つある。第1は、子の意思確認における留意点、第2は、専門家の立会いが必要な場合の留意点、第3は、債務者である親に対して説得等を行う場合の留意点である。

子の意思を確認する際、どのくらいの年齢であれば子の意思を確認した方がいいのかという点については、小学校の中学年以上であれば、一応の意思を表すことができるであろうという前提で、執行の現場でも、10歳前後くらいであれば子の意思を確認して執行しているが、年齢の点は、いかがか。

- 引渡しをしなければならないという義務を確定するための裁判所の判断の場面と、引渡義務の確定後の執行官による執行の場面の二つの場面で、子の意思を確認するとのことであったが、意見を求められているのは、どちらの場面での年齢の確認の話であるのか。

- ◎ 執行の場面に限って、御意見を伺いたい。

先ほど、家庭裁判所では、子の意見を踏まえた上で判断をしているとの説明があったが、その判断が確定して執行する場面でも、子の意思を尊重するのが望ましい。裁判が確定しているのだからといって、子の意思を無視して強引に引きずってきてよいということにはならず、執行の場面でも、子の意思をある程度考慮すべき年齢の場合には、子の意思を聴き、それを材料にして双方の親を説得するなど、強制執行のやり方を考えることが重要と考えている。

- 年齢に関係なく、小さな子でも、両親双方の気持ちを考えるから両親がそ

ろっている中で意思確認をされるとすれば、その子は気の毒である。可能であれば、子を別室に連れて行って子の意思を確認する、あるいは、執行官からではなく専門家から聞いてもらうなど、何回かに分けて子の意思を確認した上で、親を説得することが良いと思う。

意思確認の際に何らかの意思を示した子は、その後、非常に傷付いていると思う。その子がその後どうなっているか、後追い調査が必要だと感じた。

◎ 子の意思を確認するとして、それが真意に基づいているか否かを判断するのは、非常に難しい。特に、年齢の低い子は、現在監護している親に気を遣って迎合的な発言をすることが多い。そのため、子と債権者及び債務者を離して、真意を聴取することが重要と考えている。

■ 債権者及び債務者が同席している場面では、子がどちらかの顔色をうかがったりすることがあると思われる。可能であれば、子と債権者及び債務者を離して意見を聞くようにしている。子の精神状態が落ち着いていることが必要と思われるので、ある程度の会話ができる年齢であれば、遊びのこととか、学校のことなどについての会話をして、執行官との距離を少しでも縮めるようにして、子が落ち着き、本心を出せるような状態を作り出すことが必要と考え、これまでもそのように実施している。

◎ 一度だけの面談では、子の真意を確認しづらいので、可能であれば数回に分けて面談ができれば良いが、何度も強制執行に行くわけにもいかないのも、その点は苦勞していると思う。

■ 債権者と債務者を交互に面談させたりするような手法を場面に応じて適宜使い分けている。

◎ 児童心理などの教育を受けている執行官は、ほとんどいないので、短時間で子の真意を引き出すのは非常に難しいと思う。裁判所としては、専門家の方に強制執行の場面に関与していただけるとありがたい。ハーグ条約の場合には、外務省が中央当局となっており、専門家の援助を受けられる制度設計

になっている。国内事案でも、必要な場合には専門家の援助を受けられるようにした方が良いと考えているが、いかがか。

その場合、具体的には、どのような方が専門家として考えられるか。

- 調停委員の中には、カウンセリングの資格を持つ方が結構いる。執行の現場に同行することは難しいとしても、そのようなカウンセラーの方に、事前に御意見を聴くようなことが考えられるのではないか。

また、執行の際に生じた問題点についてまとめることで、今後注意すべき点が見えてくると思う。

- ◎ 調停委員の中にそのような専門性を持つ方がいるのであれば、その方に依頼することは実効性があると思われる。また、児童相談所の児童福祉司やその経験者なども、依頼しやすいかと考えている。

- 専門家に依頼することは、解決策の一つではあると思うが、執行官の中から専門家を育成していくことは考えられないのか。

執行官の中に、女性の執行官はいるのか。

- 現時点では、全国的にも女性の執行官はいないと認識している。
- 子の引渡しのようなソフトな場面もあるので、そういう場面に対応可能な執行官を育成するという考え方もあるのではないか。
- ◎ 執行官に対する研修も重要であると考えている。
- 世の中にカウンセラーだという方は多くいるが、専門家としての知識はあっても、実際に役に立たないという専門家が多い。むしろ、専門家ではなくても、そういう術に長けている人や状況が分かる人はいる。こういう専門家が行ったらそれで良いというような専門家はいないと思う。

10歳の子の示した意思が正しく反映されているとは、とても思えない。本当に正しい判断は、もう少し年長でないとできないので、周囲の人間が判断する必要があるろう。

両親が離婚をすれば、子は、必ず傷付く。傷付かないようになどと考えて

も、仕方がない。

執行の場面で一度だけ会って正しい判断ができるような専門家はいないと思う。本格的にやるのであれば、その専門家が裁判の段階の最初から関与したり、個人的に何度も会ったり、精神鑑定をするような積もりで密接な関係でなければ、一度だけ執行の場面に立ち会っただけでは、専門家は、役に立たないと思う。

○ 専門家が役に立つこともあると思うので、ハーグ条約の場合の専門家と同等の専門家を国内事案においても活用すれば良いのではないか。

○ 家裁で離婚調停をしたとき、子は調停の席に立ち会うことがあるのか。

面会交流が実施されないことを原因として強制的に連れ去ってしまうようなケースは、多いのか。

□ 一般論としてであるが、家裁の離婚調停で子を立ち会わせることはない。子の意思の確認をすることが必要な場面に限って子に裁判所に来てもらうことはある。

面会交流の定めをすることは、一般的に認められている。それが認められないから連れ去るということは、通常は考えにくい。親権者ではない親が子と面会することは一つの権利であると考えている裁判官が多い。頻度や方法は、実際の親子関係に応じたものとなるが、面会交流自体を否定することは、ほぼ考えられないと思われる。

○ 先ほどの質問は、法律的に面会交流ができることとは別に、親権者である親が面会交流に応じないため、親権者ではない親が子を連れ去ってしまうケースがあるのではないかという質問と理解したが、その辺りはいかがか。

□ 法律的に認められているのに実際に会わせないから、子を連れ去ってしまうという例は、現実にある。法律的に認められていても、現実には会わせてもらえないときに、実力行使として行われる場合がある。

実力行使で子が連れ去られたときにどうしたら良いのかは、別の法的判断

が必要になる。人身保護の手続が必要になるような場面もある。

- ◎ 実際には、面会交流が行われていても、面会交流の場で子を連れ去ってしまうケースもある。

専門家の関与の件は、抽象的には専門家に関与してもらった方が良いということになるが、執行官が説得し、あるいは、子と話すことで、子の意思を確認するという事例を積み重ねることによって、専門家の関与が必要なケースを少しずつ考えていきたい。

- 子の引渡しの問題と物や金銭の引渡しの問題は、一般的に考えても、明らかに性格が異なる。現状の執行官の人数からすると、子の引渡し専門の執行官というのは難しいのかもしれないが、子の引渡しのスペシャリストを養成する必要はあると思う。

- ◎ 専門の執行官というのは難しいと思うが、執行官それぞれが子の引渡しや返還についての知識を持っているという状態にすることが大切だと考えている。

執行官の研修でも、子の引渡しについてどうすべきかを議論しているが、それに加えて、心理学等の素養も備えていく方向で検討すべきと考えている。

子の意思の確認に加え、子を引き渡さない親に対する説得が重要であるが、そこで留意すべき点について御意見を伺いたい。

子の前で親を説得することは好ましくないと考えているので、現場でも、子と離れたところで親を説得するようにしているが、子の前で親を説得しなければならない場合もあるので、そういう場合にどのような点に留意すべきか、御意見を伺いたい。

- 子の引渡しは、通常、執行官二人で執行する。事前に打合せをして、一人が債務者の立場に立って話を聞くような役割を担い、もう一人が説得するというように役割分担をするようなことはある。

- ◎ 債務者が説得に応じないと、執行官も声を荒げるような場面があるのでは

ないかと心配であるが、いかがか。

■ 建物の明渡しを求めたり、動産を差し押さえたりする場面とは異なるので、子の引渡しの執行の際は、意識的に、何を言われても聞く側に回る心構えで対応している。もう会えなくなるわけではないと声を掛けるなど、相手が落ち着くように心掛けている。

◎ 離婚をしたとしても双方とも親であるということを十分に説明し、引渡しに協力してもらうことが重要であると考えている。

離婚をしても面会交流ができるなど、国民の意識を変えることも必要であると考えている。

○ ハーグ条約国内実施法第140条3項は、子が債務者と一緒にいるときに限って説得ができるという意味なのか。例えば、債務者である父親が単独にいるときは説得することができないという意味か。

◎ 強制執行は、子と債務者双方が一緒にいるときにする必要があるという意味である。しかし、債務者に対する説得を子がいる場面でしなければならないという意味ではない。

○ それであれば、安心した。

ハーグ条約国内実施法第140条3項の「子が債務者と共にいる場合に限り」とは、子の福祉という観点からは、もっともな要件だと思う。しかし、見方を変えれば、裁判所の審判があった場合に、同条項の要件を回避するために、債務者である親が子を突き放すことで、子と共にいない状態を作出するということも考えられるが、いかがか。

具体的には、子を実際には手元で監護せず、両親に任せきりにしてしまったとしたら、この要件を満たさないことになるのか。

□ その場合は、現実に子を監護している両親の方を債務者として、返還命令の申立てをすることになる。

○ 改めて、両親を債務者とした返還命令の申立てをしなければならないのか。

- そうということになる。
- そうなると、子をどんだんたらい回しにした方が勝ちということにならないか。
- ◎ 現実には、子を両親に預けていたとしても、両親を履行補助者と見ることができる場面もある。

自分が監護しているのに、執行の要件を免れるために両親に預けている形式にしているのであれば、強制執行が可能であると考える。

- それでは、「共にいる場合」という要件を満たさないのではないか。
- ◎ なぜ、このような条文になっているかを説明する。これまでの子の引渡しは、例えば、子が幼稚園にいるときなどに執行したりしていた。そういったことは、子の福祉の観点から良くないということで、このような規定になっている。
- その趣旨は分かるが、この要件を悪用するケースもあり得なくはないと思いい、それが気掛かりである。
- ◎ ハーグ条約の場合には、どちらの親が監護者になるかについては判断しない。元々いた国に子を戻し、その国で、どちらが監護者になるのが適当かを判断することになる。そういう意味で、通常は、連れ去ってきた子と別々にいることはない。
- 離婚して、どちらかが親権者に指定された場合、その裁判に対する不服申立ての方法はどうなっているのか。
- 家庭裁判所の審判に対しては、抗告という高等裁判所への不服申立ての方法がある。決定が確定するまでは、不服申立てができる。
- 確定した決定に従わない場合には、罰則があるのか。
- 日本の法律では、罰則はない。
- 例えば、親権者のところから自分のところへ子を連れ去ってきたような場合は、どうか。法律的に罰することはできないか。

- 罰則は、想定されていない。間接強制の方法をとることはできる。
- ◎ 親権者を決定した後の事情で、やはり他方の親が親権者にふさわしいと考えるのであれば、親権者変更の審判を求めることも可能である。
- 債務者である親が子の祖父母である債務者の両親と同居している場合、どういった説得をするのか。両親と債務者それぞれを分けて説得するのか。
- 最初は、債務者とその両親の3人が一緒に不満を述べることになると思われるので、それを傾聴した後、債務者と両親を分けて話を伺うことになると思われる。
- 債務者が両親と同居していると、執行官一人で執行を行うことは難しいのではないか。
- 通常の強制執行は、執行官一人で行うが、子の引渡しの強制執行は、事前に裁判所の許可を得て、二人以上の執行官で執行を行う場合もある。
- 子ども傷付くが、祖父母である両親も傷つくと思う。裁判所の制度として、執行官二人以上で執行を行い、少しでも和らげることが相当ではないか。
- ◎ 法律上、執行官一人で執行を行わなければならないわけではない。子の引渡しの執行の場合には、執行官が複数名で執行を行う運用をしている。

ハーグ条約国内実施法では、必要な場合には、警察の援助を受けることもできる。国内事案でも、債務者が暴れるなどのおそれがある場合には、警察官の同行を求める場合もある。
- 債権者からの情報により、債務者が非常に粗暴であるとか、薬物中毒者であるなどの事情が判明している場合には、万一のことを考え、事前に警察官の派遣を要請することもある。そういった場合でも、いきなり執行官と一緒に警察官に部屋に入ってもらうのではなく、初めは待機していただいたり、私服警察官や女性警察官を希望するなどしている。
- 執行官が、こういう発言だけはしないように気を付けていることはあるか。
- さんざん罵倒されても、最後には、ありがとうございましたと言うように

している。

- 私は、今日お話をされた執行官のような方が本当の専門家だと思う。カウンセラーなどの専門家がいくら本を読んだところで、実際には何の役にも立たないことが多い。

現場での経験から、色々なことを考え、経験を積んだ方が、体系立ったことを少し勉強すれば、非常に良いと思う。

- ◎ 本日は、難解なテーマであり、御意見が出にくいかと考えていたが、非常に多くの御意見をいただくことができた。

本日の議論を踏まえ、執行官及び裁判所全体で更に勉強していきたい。

- 次回委員会期日

次回の委員会は、平成27年2月9日午後1時15分に開催することを決定した。

- 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

- 事務連絡

事務局から、前回（第34回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上